一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
二　入札者の申込みに係る価格
三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
五　第８条第３項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
六　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第16条　特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管しなければならない。

（苦情の処理）

第17条　特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員は、総務部経理課長とする。

（特定調達契約に関する統計）

第18条　造幣局は、財務省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、財務省に送付するものとする。

附　則

1　この規程は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

2　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

○改　正

（19. 9.28　造幣局訓令第66号）施行19.10. 1

（26. 2.20　造幣局訓令第２号）施行　改正協定が日本国について効力を生ずる日

（31. 1.21　造幣局訓令第１号）施行　経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日

2　この公表に関する問合わせ先

（期間及び部署名）独立行政法人造幣局　総務部経理課契約担当

（電話番号）06―6351―5463

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月19日

独立行政法人国立印刷局

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達に関する独立行政法人国立印刷局契約事務規則の一部を改正する規則

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達に関する独立行政法人国立印刷局契約事務規則（平成15年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第３条の次に次の１条を加える。

（参加のための条件）

第３条の２　調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

第４条中第６項を第７項とし、第２項から第５項までを１項ずつ繰り下げ、同条第１項及び第３項から第７項中「理事長は、」を削り、同条第６項中「第２項」を「第３項」に改め、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。

第６条第１項第７号中「第２項」を「第３項」に改める。

第６条第３項第２号中「第２項」を「第３項」に改める。

第８条中「理事長は、」を削る。

第９条の次に次の１条を加える。

（技術仕様）

第９条の２　環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

一　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

二　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

２　調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

第10条の次に次の１条を加える。

（落札）

第10条の２　他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

第15条及び第16条中「理事長は、」を削る。

附　則

この規則は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月19日

国立研究開発法人
国立循環器病研究センター

◎調達機関番号　820　◎所在地番号　27

1　改正された規則の名称等

国立研究開発法人国立循環器病研究センター政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

（http://www.ncvc.go.jp/procurement/　参照）

2　この公表に関する問い合わせ先

国立研究開発法人国立循環器病研究センター
財務経理部財務経理課調達企画室
電話06―6833―5012（内線2606）

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月19日

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター

◎調達機関番号　821　◎所在地番号　13

1　改正された規則の名称等

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程
https://www.ncnp.go.jp/guide/about.html参照

2　この公表に関する問合わせ先

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター　財務経理部財務経理課
電話042―341―2712（内線2148）

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月19日

独立行政法人労働者健康安全機構

◎調達機関番号　621　◎所在地番号　14

1　改正された規則の名称等

特定調達契約事務取扱いに関する達
（https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/jigyogaiyo/choutatsu/tokutei/tokutei_toriatsukai2.pdf参照）

2　この公表に関する問合せ先

独立行政法人労働者健康安全機構経理部契約課　電話044―431―8634（直通）